

○ 国立大学法人筑波大学教育研究機関受託研究員、教員研修センター受託研修員及び受託研究員取扱要項

平成18年3月30日制定

改正 平成23年10月19日

改正 平成25年3月27日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第8条の規定に基づき、教育研究機関受託研究員、教員研修センター受託研修員及び受託研究員（以下「研究員」という。）の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(受入組織)

- 2 研究員を受け入れることのできる組織は、系、国際統合睡眠医科学研究機構、全国共同教育研究施設、学内共同教育研究施設、部局附属教育研究施設、附属学校教育局、理療科教員養成施設及び最先端研究開発支援プログラム研究組織（以下「受入組織」という。）とする。

(申請)

- 3 教育研究機関受託研究員及び教員研修センター受託研修員に係る派遣機関の長は、別記様式第1号の調書を添えて、当該研究員の受入れについて学長に申請するものとする。
- 4 受託研究員に係る派遣機関の長は、別記様式第2号の調書を添えて、当該研究員の受入れについて学長に申請するものとする。

(受入れの決定)

- 5 学長は、前2項の規定による申請があったときは、当該研究員を受け入れようとする受入組織の長（以下「受入組織の長」という。）と協議の上、その受入れを決定するものとする。この場合において、受入組織の長は、当該研究員に係る受入教員候補者を定め、その受入れについて当該教員会議又は運営委員会に諮るものとする。

(受入れの通知)

- 6 学長は、前項の規定により受入れを決定したときは、派遣機関の長及び当該受入組織の長に通知するものとする。

(研究期間)

- 7 研究員の研究期間は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合であって学長が必要と認めたときは、この期間を延長し、又は短縮等することができる。

(研究期間の延長等)

- 8 派遣機関の長は、当該研究員が研究期間を延長しようとするときは、別記様式第3号により、学長に申請するものとする。また、やむを得ない事由により研究開始前に研究期間を変更しようとするとき及び研究開始後に研究を中断し、中止し、又は研究期間を短縮しようとするときは、別記様式第4号により、学長に届け出なければならない。
- 9 学長は、前項の規定により延長を決定したときは、当該派遣機関の長に通知するものとする。

(研究記録簿)

- 10 受入組織の長は、研究員の研究状況について、受入教員の報告に基づき、別記様式第5号の研究記録簿を作成しなければならない。

(研究報告)

- 11 研究員は、研究期間が終了したときは、終了の日から1月以内に、別記様式第6号の研究報告書を受入教員を経て受入組織の長に提出しなければならない。

(研究証明)

- 12 学長は、研究員から研究事項等について証明の願い出があったときは、別記様式第7号の証明書を交付するものとする。

(施設等の利用)

- 13 研究員は、受入教員及び施設等管理責任者の承認を得て、法人の諸施設及び諸設備を利用することができる。

(細目)

- 14 この要項に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な細目は別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成18年3月30日から実施する。
- 2 この要項実施の日前に研究員として受け入れている者であって、この要項実施後も研究員としての研究期間等が引き続くものについては、なお、従前の例による。

附 記

- 1 この要項は、平成23年10月19日から実施し、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この要項実施の日前に研究員として受け入れている者であって、この要項実施後も研究員としての研究期間等が引き続くものについては、なお、従前の例による。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

別表（第7項関係）

区 分			研究期間
教育研究機関受託 研究員	大学の教員		1年以内
	高等専門学校及び 専修学校の教員	実験系	3か月以上1年以内
		非実験系	3か月以上1年以内
教員研修センター 受託研修員	実験系		3か月以上1年以内
	非実験系		3か月以上1年以内
受託 研究員	農林水産省農林水産技術会議 事務局所管の独立行政法人が 定める「国内留学制度」による 受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内
		短期	6か月以内
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内
	農林水産省「農業改良普及 推進事業実施要領（普及職員等 資質向上緊急対策事業）」による 受託研究員	改良普及員	6か月以内
		専門技術員及び 農業研修教育施設等指導職員	3か月以内
	その他	長期	6か月を超えて1年以内
短期		6か月以内	